

(議長)

日程第14、議案第9号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、日程第15、議案第15号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第10号)については、関連がありますので、一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第9号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、議案第15号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。

今回の補正につきましては、燃料費、電気料の高騰に伴う4施設の施設等管理費、令和5年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、不用額が見込まれる事業の減額補正など10事業、重点支援地方交付金事業に関わる経費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億6,878万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、69億5,704万4千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第9号の補正予算第9号並びに議案第15号の補正予算第10号について、一括して補足説明をさせていただきます。

まずは、議案第9号です。議案書29ページから31ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、燃料費、電気料高騰に伴う施設維持管理費の増額補正です。

今般の物価高騰を踏まえ、町が管理する施設全ての水道光熱費について、今年度の執行状況を再確認した上、過去の実績も押さえながら、今後の所要経費を見積りました。補正が必要となった施設は、役場庁舎、在宅型総合福祉施設まるやま及び町立小中学校5校です。

補正額の内訳につきましては、電気料がまるやまと町立小中学校を合計して445万円、燃料費が役場庁舎とまるやまを合計して154万円となりました。これらを総合した補正額は、599万円、一般財源です。

次に、人件費補正です。この括りでは、先程、議案第1号から第4号までの条例改正で説明致しました、今年度の人事院勧告に伴う給料、手当、共済費の増額補正と、本年4月から令和15年3月までの間における一般職の算定方法が変更されたことに伴う退職手当組合負担金の減額補正を計上しました。

補正額の内訳につきましては、人事院勧告分が3,579万4千円、退職手当組合分がマイナス3,371万4千円、従いまして人件費補正としての合計は、208万円となりました。

続いて、減額補正、財源更正です。

入札執行残や補助制度の利用実績の減、災害等の事情変更による事業の取り止めなどによる減額補正が記載の9事業で2,807万3千円となりました。

また、戸籍システム、住基システム改修、法改正対応については、この度、全額国庫補助金の対象となることが確定しましたことから、一般財源から国庫支出金へ482万9千円財源更正するものです。

減額補正、財源更正全体の財源内訳は、記載のとおりです。

次に、一般事業補正です。

まずは、公用車管理福祉バス修繕です。

町の福祉バスのエアコン故障に係る修理費ですが、修理費ですが、エアコン本体のほか、エアコンコンプレッサーについても不具合を生じているため、併せて修理するものです。補正額は、40万1千円です。

次に、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立です。

本件につきましては、札幌市の企業からの企業版ふるさと納税に係るもので、寄附目的に基づきまして、次年度以降における北の江の島事業に充当するため、同基金へ積み立てます。補正額は、50万円です。

次に、生活交通路線等維持費補助です。定例会資料の5をご覧ください。

昨年10月1日から今年9月30日までの1年間における生活交通路線の運行経費について、函館バス株式会社への赤字分を補助するものです。昨年度の補助実績からは、142万9千円の増額となりました。

増額の内訳につきましては、函館江差線において、函館市内の路線減便等に伴い、利用者数が増加し収支がやや回復した一方で、檜山海岸線、町単独路線においては、燃料費の高騰や利用者数の減少でこれを上回り、収支悪化となったこと等によります。補正額は、1,771万4千円。全額一般財源となっておりますが、別途特別交付税で措置されます。

次に、令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還と、その下の令和4年度障害児入所給付費等国庫負担金返還を、併せて説明致します。

いずれも関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額と

の差額分を返還するものです。補正額は、それぞれ405万1千円、30万6千円となりました。

次に、マイナンバーカード振り仮名及びローマ字表記対応システム改修です。

デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化しており、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うために、住民基本台帳及び戸籍の附票にローマ字表記のもととなる戸籍と、同一の氏名の読み仮名を表記する必要がありますことから、町の住民記録システム等を改修します。補正額は、298万7千円。全額国庫支出金です。

なお、本事業は、国における標準字体等の整理が出来ておらず、今年度内に事業を完了出来ない見込みでありますことから、既存予算の戸籍システム、住基システム改修、法改正対応と併せて予算の繰越しをお願いするものです。議案書35ページに第2表繰越明許費の追加補正を記載しておりますので、合せてご覧頂ければと思います。

次に、介護保険特別会計繰出金です。

来年4月以降の介護保険制度改正や報酬改正等に対応し、改正後の制度運用を適正かつ円滑に実施するための介護保険システム改修費の全額を、介護保険特別会計へ繰り出します。補正額は、224万3千円。全額一般財源となっておりますが、本事業に対しましては、国から補助金が交付される予定であり、今月中に内示額が示されることとなっております。交付額が判明次第、財源更正をさせていただきますので宜しくお願いします。

次に、第3期子ども子育て支援事業計画策定に関する生活実態調査です。

現行の町の第2期子ども子育て支援事業計画及び第1期子どもの未来応援計画が、令和6年度をもって計画期間5年間の満了を迎えます。このため、次期計画の基礎となる子どもと保護者を対象とした子ども子育てニーズ調査、これに子育て家庭の生活実態調査を実施し、幅広く意見を拾い上げるとともに、各家庭や地域における現状と課題を分析するための委託業務を実施します。補正額は、170万5千円。全額一般財源です。

なお、本事業につきましても、アンケートの設問に関連する国の手引きが先月に示されましたことから、本定例会での補正予算となりましたが、業務の完了までは6か月間程度を要し、今年度内に事業を完了出来ない見込みのため、予算の繰越しをお願いするものです。繰越明許費の追加補正に記載しておりますので、合わせてご確認下さい。

次に、不妊治療助成拡大事業です。定例会資料は6番目になります。

町では、不妊治療を受けている方を対象に、ご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。北海道は、本年10月31日付けで、生殖補助医療と同時期に実施した医療保険適用外の先進治療を助成対象とする制度を創設しましたことから、町の現行の助成制度を拡大し、同様の助成対象とします。

改正後の助成は、本年4月1日から適用し、助成の回数は、併用し行われた生殖補

助医療の回数に準じるものとし、治療1回につき5万円を限度に支給します。補正額は、25万円。道支出金は、北海道不妊治療等助成事業補助金です。

次に、公営住宅維持管理です。

今般の資材高騰、燃料高騰等により、日常的に対応している町営住宅の修繕費が嵩んでいるほか、老朽化に伴う漏水や暴風被害など突発的な修繕が重なったことから、今後の維持管理経費の不足を補います。補正額は、57万8千円です。

次に、小学校用指導用教科書購入です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、檜山管内各町で構成する教科用図書採択地区教育委員会協議会による本年度の協議の結果、令和6年度から使用する小学校教科書が採択されたことに伴い、これに対応する教職員の指導用教科書を購入します。なお、今回購入するのは令和6年度の前期分で、残る後期分については新年度予算での措置となります。補正額は、679万7千円です。

最後に、生涯スポーツ推進スポーツ少年団補助です。

本件につきましても、本日、行政報告致しました株式会社北辰運輸様からのご寄附に係るもので、寄附の意向に基づきまして、町のスポーツ少年団本部を通じ、10団体各10万円を助成して、それぞれの団体運営や備品等整備に充てて頂きます。補正額は、100万円です。

一般事業の補正額の合計は、3,853万2千円。財源内訳は記載のとおりです。

以上、第9号補正全体の合計額は、1,852万9千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

続きまして、35ページの第2表繰越明許費補正をご覧下さい。

先程、一部を説明致しておりますが、その他、陣屋円山地区町有地法面崩落防止7千万円、橋梁長寿命化補修対策1億9,360万円につきましても、年度内の事業完了が出来ないため、繰越明許費補正をお願いするものです。

次に、36ページの第3表債務負担行為補正をご覧下さい。

記載の5事業につきましても、新年度、直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に、入札契約等の手続きを行うため債務負担行為補正をお願いするものです。

では、続きまして、議案第15号について、補足説明を致します。議案につきましても、別冊のその2の3ページ、補正予算構成表をご覧下さい。

本補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての2事業となります。

はじめに、令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業（追加給付分）です。

本事業は、本年6月定例会の補正予算で議決頂きました、住民税非課税世帯等低所得世帯1世帯につき、3万円を支給した事業の追加事業となるもので、去る11月29日の参院本会議で予算が成立し、基準日や支給対象世帯等が示されましたことから、当町におきましても、1世帯につき7万円を追加給付します。

対象者は、本年12月1日現在で町内に住民票がある、約1,520の非課税世帯で

す。この世帯には、住民税課税者の扶養者からのみ、なる世帯を除いております。給付金は来年1月からを予定しています。補正額は、1億916万3千円。財源内訳は、重点支援地方交付金の低所得者支援分です。なお、現在の内定額は8,665万2千円ですが、この事業費が確定後に全額措置されることとなります。

次に、エエ町江差みんなの商品券事業第二弾です。

本事業につきましても、本年6月定例会の補正予算で議決を頂きました商品券事業の第二弾となるもので、物価高騰の影響を受ける町民の経済的負担軽減を図ると共に、町内経済の好循環を推進することを目的として、本年12月1日現在で当町に住民登録されている、先程、説明をしました低所得世帯の7万円の給付とならない課税世帯の町民全てに対し、第一弾と同じく町が発行する一人当たり7千円分の商品券を配付します。商品券の利用期間は、第一弾が来年1月末日までとしているところ、この第二弾では来年2月末日までとします。事業の実施は、引き続き江差商工会へ委託します。補正額は、4,109万円。財源内訳は、重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分として追加交付を受けた全額の3,382万8千円、需用費の残る残額726万2千円につきましては、一般財源の対応となります。

以上、重点支援地方交付金事業の補正額の合計は、1億5,025万3千円。財源内訳は記載のとおりです。

説明は以上となります。ご審議のほど宜しくお願いを致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第9号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第15号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第10号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第10号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、令和5年人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、318万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億300万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課課長。

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明致します。議案書57ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

人事院勧告に基づき特別会計で支弁する人権費の補正を行うものでございまして、補正額は、職員人件費等が40万4千円の増額、会計年度任用職員人権費等が221万7千円の減額、退職手当組合負担金が137万3千円の減額、合計318万6千円の減額で、財源内訳はその他特定財源が311万3千円の減、一般財源が7万3千の減となります。その他特定財源は一般会計繰入金です。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号(正:10号)、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第11号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第11号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正につきましては、令和5年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、介護補修改定等に伴うシステム改修費など、所要の経費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、167万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億3,854万7千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして歳入歳出それぞれ、12億4,379万9千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

高齢あんしん課長が欠席ですので、私の方からご説明をさせていただきます。

議案第11号、介護保険特別会計の補正予算(第2号)についてです。議案書は71ページの補正予算構成表をご覧ください。

今回補正致しますのは、今、説明ありましたとおり、一般会計と同様に人事院勧告などに伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人権費、これに加えて、来年度の介護報酬改定に伴うシステム改修に係る委託料でして、補正額の合計は、ご覧のとおり167万9千円となります。



財源につきましては、全額その他特定財源というふうになってございますが、これは一般会計からの繰り入れ金です。なお、介護報酬改定に伴うシステム改修に対しましては、国の補助金がこれから交付される予定となっておりますので、交付決定を受け次第、財源更正をさせて頂く予定です。

説明は以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第11号、令和5年度江差町介護保険特別別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第12号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第12号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、令和5年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、不用額が見込まれる事業の減額補正、消費税還付に伴う一般会計繰り出しなど、所要の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,095万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億8,393万3千円とするものでございます。

併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

「建設水道長」(補足説明)

それでは私の方から、補足説明申し上げます。議案書は89ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

先程の一般会計と同様に、公共下水道事業特別会計につきましても、人事院勧告に伴います補正でございまして、職員人件費17万4千円を増額、また、退職手当組合負担金35万8千円を減額するものでございます。財源内訳につきましては、その他特定財源となるものでございます。

次に、同じく一般管理費の各種事業執行に伴います減額補正でございます。社会資本整備総合交付金事業など、内示額が減額となったもの、あるいは入札執行などのより、執行残となったものの減額補正でございます。補正額は、1,107万円の減額で、財源内訳につきましては、国庫支出金が400万、地方債が70万、その他特定財源が637万となるものでございます。

次に、消費税の還付に伴います一般会計繰出でございます。確定申告により還付となりました消費税につきまして、一般会計へ繰出となるものでございます。補正額は、190万6千円で、その他特定財源となるものでございます。

最後に、公共下水道施設費でございます。こちらにつきましては、管渠整備に係ります実施設計委託の入札執行残でございます。補正額は、167万の減額で、財源内訳につきましては、国庫支出金が61万、地方債が60万、その他特定財源が46万

となるものでございます。

補正額合計では、1,095万8千円の減額でございます、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書92ページ、第2表地方債補正でございます。ただ今、補正予算で説明致しましたとおり、地方債の額が変更となるものにつきまして、地方債補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目につきましては、変更ございませんので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上となります。宜しくお願い致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第12号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手、全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。